

農地法第3条許可基準の変更について

農地法の一部が改正され、農地法第3条許可（耕作目的での権利移動又は設定の許可）基準の下限面積要件が廃止となります。

これにより令和5年4月1日以降の農地法第3条許可については下記のとおりとなりますのでお知らせします。

1 今回の法改正について

今般の法改正の重たる内容は、農業者の減少・高齢化が加速化する中にあっては、経営規模の大小にもかかわらず意欲をもって農業に新規に参入する者を地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地等の利用を促進する観点等から行われております。

2 農地法第3条関連の改正内容

現行の許可基準	令和5年4月1日以降の許可基準
<input type="radio"/> 農地の全てを効率的に利用すること 【耕作に必要な機械の所有状況、労働力、技術の有無について確認】	<input type="radio"/> 同左
<input type="radio"/> 必要な農作業に常時従事すること。 【農業経営のために必要な農作業に年間従事する日数の確認】	<input type="radio"/> 同左
<input type="radio"/> 一定の面積を経営すること。（下限面積要件） 【一定の面積を経営することとなることを確認】	(廃止)
<input type="radio"/> 周辺の農地利用に支障がないこと 【周辺農地の集約化や水利用への影響の有無について確認】 <u>(新設)</u>	<input type="radio"/> 同左 <input type="radio"/> 地域計画(※)の達成に支障がないことについて確認する。

(※)地域計画とは、この度の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により、法定化された地域の話し合い等により策定する計画

3 下限面積要件の廃止時期

現行の下限面積要件（庄原市の場合）	令和5年4月1日以降の許可基準 (下限面積要件はありません。)
原則、10 アール（1,000 m ² ） ただし、以下の要件を満たす場合は1アール（100 m ² ） (1) 住宅と農地を合わせて売買・贈与等をする場合で、住宅取得・活用が定住につながること (2) 取得した農地を適正に管理し、取得後5年未満の間に転用等を行わないこと	

4 申請手続きにあたって

下限面積要件はなくなりますが、「農地の全てを効率的に利用すること」などの要件は、引き続き継続となります。新規就農の方には、営農計画書の提出をお願いします。

引き続き、農地法の趣旨についてご理解・ご協力を願っています。

お問い合わせ先

庄原市農業委員会事務局 Tel: 0824-73-1133